

令和7年度山武市浄化槽等設置事業補助金のご案内

〔補助金の概要〕

し尿のみを処理する単独処理浄化槽やくみ取り槽は、生活雑排水(台所、風呂、洗濯の水など)がそのまま放流され、海や川などの汚れの原因のひとつとなっています。

山武市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去し、新たに合併処理浄化槽を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。

〔申請受付期間〕

令和7年4月3日(木)から令和7年11月28日(金)まで

ただし、予算額に達した時点で受付終了とします。

〔交付要件〕

補助の対象 (次の要件すべてに適合する場合)

- (1)単独処理浄化槽又はくみ取り槽を適正に撤去し、同一敷地内に合併処理浄化槽(合併処理浄化槽処理対象人員10人以下)を設置する者
- (2)山武市内(山武市農業集落排水処理区域外)の居住地で、合併処理浄化槽を設置する者
- (3)山武市に居住している者(住民登録がある者)又は居住しようとしている者(工事完了までに住民登録をする者)
- (4)専用住宅又は延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物に合併処理浄化槽を設置する者
- (5)合併処理浄化槽設置後、浄化槽法に基づく第7条(法定検査)、第10条(点検・清掃)及び第11条(定期検査)を遵守する者

補助の対象にならないもの (次のいずれかに該当する場合)

- (1)法人
- (2)建築基準法第6条第1項の規定による確認申請を要する住宅の新築、増築又は改築に伴い合併処理浄化槽を設置する者
- (3)浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出書の審査を受けずに設置する者
- (4)建築基準法第6条第1項の規定による必要な確認を受けずに建築した住宅に浄化槽等を設置する者
- (5)販売又は賃貸を目的とした住宅に合併処理浄化槽を設置する者
- (6)住宅又は土地を借り受けている者で合併処理浄化槽の設置について、所有者又は賃貸人の承諾が得られない者
- (7)市税等(合併処理浄化槽を設置する住宅及び土地に係る固定資産税を含む。)を滞納している者

補 助 額 (上 限 額)			
補助対象経費区分		単独処理浄化槽から転換	くみ取り槽から転換
設置費	5人槽	332,000円	
	7人槽	414,000円	
	10人槽	548,000円	
撤去費		180,000円	100,000円
宅内配管工事費		300,000円	
放流先のない場合の処理装置 (合併処理浄化槽と併せて設置する場合)		200,000円	

※事業費が補助額に満たない場合は、事業費相当額とします。(千円未満切捨て)

問合せ先
千葉県山武市殿台296番地
山武市建設環境部環境保全課
TEL 0475-80-1161